

モノニ付テハ其ノ處分ハ當該事業ノ實施計畫ノ定ム
ル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依ル處分トス
二項ノ規定ニ依ル

第二十六條 農地開發法第四十四條第一號ノ農地開發
事業ニ關シ耕地整理法及同法ニ基キテ發スル命令ヲ
適用スルニ付テハ耕地整理法及同法ニ基キテ發スル

命令ニ依ル地方長官ノ職權ハ農林大臣之ヲ行フ
命令ニ依ル

第二十七條 農林大臣農地開發事業ノ區域及計畫ヲ定
メントスル場合ニ於テ農地開發營闈ガ其ノ計畫ノ實
施上河川、湖若ハ沼ノ使用ニ關シ許可ヲ必要トシ又
ハ道路法若ハ公有水面埋立法ノ規定ニ依ル許可若ハ
免許ヲ必要トスルモノニシテ重要ナルモノニ關シテ
アルモノニ關シテハ遞信大臣ニ農林計畫委員會ニ付
議前豫メ協議スベシ

附 則
本令ハ昭和十六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

勞務統制委員會官制の公布

昭和十六年九月二十二日付官報を以て公布を見たる
勞務統制委員會官制を掲ぐれば次の如くである。

勞務統制委員會官制（昭和十六年九月二十日）
勅令第八百七十三號

第一條 勞務統制委員會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ其ノ
諮詢ニ應ジテ國民ノ徵用、學校卒業者使用ノ制限、
青少年雇入ノ制限、國民職業能力ノ申告及工場事業
場技能者ノ養成其ノ他勞務ノ統制ニ關スル重要事項
ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員三十人以内ヲ以テ之
員ヲ置クコトヲ得
ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調查審議スル爲必要アルトキハ臨時委
員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ厚生次官ヲ以テ之ヲ充ツ
委員及臨時委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ左ニ掲グル
者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

一 關係各廳高等官
二 學識經驗アル者

前項第二號ニ掲グル者ノ中ヨリ命セラレタル委員ノ
任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任
期中之ヲ解任スルコトヲ妨げズ

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ厚生大臣ノ指名スル委員其ノ職
務ヲ代理ス

第五條 厚生大臣ハ必要ニ依リ委員會ニ部會ヲ置キ其
ノ所掌事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

部會ニ部會長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之
ニ當ル
部會ニ屬スペキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス
委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部會ノ決議ヲ以テ委員
會ノ決議ト爲スコトヲ得

第六條 委員會ニ專門委員ヲ置クコトヲ得厚生大臣ノ
奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ
命ズ

第一 厚生大臣の指定する工場、事業場其の他の場所
(以下指定工場と稱す)に於て使用せらるる從業者又
は厚生大臣の指定する從業者の解雇及退職に付ては
國民職業指導所長の認可を受くるに非ざれば之を爲
すことを得ざること

前項の從業者に付ては雇傭の期間満了するも雇傭契
約は終了せざること

第二 特別の技術、技能又は經驗を有する者にして厚
生大臣の指定するもの(以下技能者と稱す)の雇入及
就職に付ては國民職業指導所長の認可を受けたる場
合又は國民職業指導所の紹介ある場合を除くの外之
を爲すことを得ざること

第三 第二の規定は年齢十四年未滿者は年齡六十年以
上の男子又は年齡四十年以上もの

第八條 委員會ニ書記ヲ置ク厚生大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工場事業場技能者養成委員會官制及青少年雇入制限委
員會官制ハ之ヲ廢止ス

勞務徵用に関する五勅令案要綱の決定

總動員審議會に於ては昭和十六年九月十一、十二の
兩日に瓦り勞務徵用に關する五勅令案要綱を附議可決
するに到つたが、近く制定實施の曉我が國の勞務動員
體制はいよいよ完備することが期待せられる。右五勅
令案要綱を掲ぐれば以下の如くである。

勞務の調整に關する勅令案要綱

女子たる技能者の雇入、就職の場合及命令を以て定むる場合には之を適用せざること

第四 國民學校初等科又は高等科の課程を修了（中途退學を含む）したる後二年を経過せざる者にして技能者たらざるもの（以下國民學校修了者と稱す）の雇入及就職は國民職業指導所の紹介に依るに非ざれば之を爲すことを得ざること但し船員に付船員職業紹介所の紹介に依る場合及命令の定むる場合は此の限に在らざること

第五 年齢十四年以上四十年未満の男子又は年齢十四年以上二十五年未満の女子にして技能者及國民學校修了者たらざるもの（以下一般青壯年と稱す）の雇入及就職は左の各號の一に該當する場合を除くの外之を爲すことを得ざること

一 國民職業指導所の紹介に依り雇入、就職する場合

二 指定工場、厚生大臣の指定する事業を營む者又は厚生大臣の指定する者國民職業指導所の紹介に依らずして雇入るべき一般青壯年の員數其の他雇入に關する事項に付國民職業指導所長の認可を受けたる場合

三 特定の一般青壯年の雇入及就職に付國民職業指導所長の認可を受けたる場合

第六 第五の規定は左の各號の一に該當する場合には之を適用せざること

一 船員に付船員職業紹介所の紹介に依る雇入、就職の場合

二 命令を以て定むる場合を除くの外農業、林業、畜産業及水産業に於ける一般青壯年の雇入、就職

三 其の他命令を以て定むる場合 の場合

第七 厚生大臣は勞務供給業者の供給に依り從業者を使用する場合の制限に關し必要な命令を定むることを得ること

第八 國民職業指導所長本要綱に基く認可の申請に付不正若は虚偽の事實ありと認むるとき又は特に必要ありと認むるときは認可を取消すことを得ること

第九 第二、第四又は第五の規定に違反する雇入又は就職ありたる場合に於ては國民職業指導所長は雇入を爲したる者に對し雇入れたる者の解雇を、就職し

定に依り認可の取消ありたる場合亦同じきこと

第十 國民職業指導所長は從業者の雇入、使用、解雇、就職及退職に關し必要な報告を徵することを得ること

第十一 厚生大臣、地方長官又は國民職業指導所長は當該官吏をして關係の工場、事業場其の他の場所に臨檢し業務の狀況又は帳簿書類を検査せしめ得ること

第十二 本制度は必要に應じ前各號に準じ各地域にも之を實施すること

第十三 従業者移動防止令及青少年雇入制限令は之を廢止すること

國民徵用令及國民職業能力申告令中改正に關する勅令案要綱

第一 國民徵用令中左の通改正すること

一 第二條第二項中「軍事上」を「國家總動員上」に改

第二 國民職業能力申告令中左の通改正すること

むること

二 第四條に左の一項を加ふること

國家總動員上特に必要ある場合に於ては前項の規定に拘らず厚生大臣の指定する工場事業場其の他の施設（以下指定工場と稱す）に於て行ふ厚生大臣の指定する總動員業務に從事せしむることを得ること

三 第十九條の三として左の一條を加ふること

被徵用者徵用せられ總動員業務に從事する場合に於て特別の事情ある場合又は被徵用者故意若は重大なる過失に因るに非ずして業務上の傷痍を受け若は疾病に罹り之が徵用を解除せられたる場合に於て本人又は家族が生活すること困難なるときは命令の定むる所に依り之に對し扶助を爲すこと

被徵用者徵用せられ總動員業務に從事中故意又は重大なる過失に因るに非ずして業務上の傷痍を受け又は疾病に罹り之が爲死亡したる場合に於て遺族が生活すること困難なるときは命令の定むる所に依り之に對し扶助を爲すことを得

前二項の家族又は遺族の範圍及扶助に關し必要な事項は命令を以て之を定む

四 第十九條の四として左の一條を加ふること

前條の規定に依る扶助が被徵用者にして管理工場若は指定工場に使用せられ若は使用せられたる者又は其の家族若は遺族に對し爲されたるものなるときは當該管理工場又は指定工場の事業主に扶助に要したる費用を命令の定むる所に依り國庫に納入せしむることを得

第二條中「帝國臣民たる男子」を「帝國臣民」に改め同條に左の但書を加ふること
但し命令を以て定むる者は此の限に在らず

重要事業場の労務管理の監督に關する

勅令案要綱

第一 本要綱に於て重要事業場と稱するは總動員物資の生產若は修理又は國家總動員上必要なる運輸に関する業務を營む工場、鑛山其の他の場所にして厚生大臣の指定するものを謂ふこと

前項の指定は重要事業場の事業主(以下事業主と稱す)に對する通知に依り之を爲すことを得ること

事業主は重要事業場の從業者(以下從業者と稱す)に

第一項の指定ありたる旨を周知せしむべきこと
第二 事業主は從業規則を作成し厚生大臣の認可を受くべきこと之を變更せんとするとき亦同じきこと

第三 厚生大臣労務監理上必要ありと認むるときは事

業主に對し從業規則の變更せんとするとき亦同じきこと

第四 事業主は從業規則に依り從業者を從事せしむべきこと但し第七又は第十七の規定に依る命令ありた

るとき其の命令に抵觸する事項に付又は厚生大臣の許可を受けたときは此の限に在らざること

第五 事業主は從業規則を揭示其の他の方法に依り從業者に周知せしむべきこと從業規則を變更したるとき亦同じきこと

第六 従業者は從業規則及從業規則又は第七若は第十七の規定に依り命令若は第四但書の規定に依り受けたる許可に基き事業主の爲す指示に従ひ重要事業場の業務に從事すべきこと

第七 厚生大臣は労務監理上必要ありと認むるときは事業主又は從業者に對し重要事業場に於ける從業時間其の他從業者の使用又は從業に關し命令を爲すことを得ること

第八 厚生大臣労務監理上必要ありと認むるときは事業主又は從業者に對し從業者の解雇又は退職に關し命令を爲すことを得ること

第九 事業主は賃金規則、給料規則及昇給内規を作成し厚生大臣の認可を受くべきこと之を變更せんとするとき亦同じきこと

第十 厚生大臣労務監理上必要ありと認むるときは事業主に對し賃金規則、給料規則又は昇給内規の變更を命ずることを得ること

第十一 事業主は賃金規則及給料規則に依り賃金及給料を支拂ひ昇給内規に依り從業者を昇給せしむべきこと但し第十三又は第十七の規定に依る命令ありた

るとき其の命令に抵觸する事項に付又は厚生大臣の許可を受けたときは此の限に在らざること

第十二 第五の規定は賃金規則又は給料規則に之を準用すること

第十三 厚生大臣労務監理上必要ありと認むるときは從業者の賃金、給料、手當、實物給與、賞與、又は臨時の給與に關し事業主に命令を爲すことを得ること

第十四 事業主は賃金臺帳及給料臺帳を作成し重要事

第十五 工場就業時間制限令及賃金統制令は重要事業場に之を適用せざること

事業主又は從業者に對し重要事業場に於ける從業時間其の他從業者の使用又は從業に關し命令を爲すこと

第十六 厚生大臣労務監理上必要ありと認むるときは事業主に對し教養、訓練、體育、保健其の他從業者の厚生に關する事項を命じ又は之に關する設備の新設、擴張若は改良を命ずることを得ること

第十七 厚生大臣又は其の指定する官吏は事業主若は從業者其の他の關係人に出頭を命じ、説明を求め、意見を徵し其の他労務監理上必要な措置を命ずることを得ること

第十八 事業主は主任労務擔當者を選任し重要事業場の労務管理に關する事項を擔任せしむべきこと

事業主二以上の重要事業場を營む場合には主任労務擔當者の外中央労務擔當者を選任し總ての重要事業場の労務管理に關する事項を擔任せしむべきこと

第十九 厚生大臣必要ありと認むるときは主任労務擔當者、中央労務擔當者を選任したるときは其の者の履歴書を具し其の旨を遲滞なく厚生大臣に報告すべきこと

第二十 政府は廳府縣、鑛山監督局高等官中より労務監理官を命じ重要事業場に付厚生大臣の指揮を承けて從業者の使用、從業、賃金、給料其の他労務管理に關する事項に關し事業主又は從業者の監督指導を爲さしむること

厚生大臣は前項の規定に依るの外重要事業場に付勞務

務監理官を置き從業者の使用、從業、賃金、給料其の他労務管理に関する事項に關し事業主又は從業者の監督指導を爲さしむることを得ること

第二十一 厚生大臣は重要事業場の労務管理の状況に關し事業主より報告を徵し又は當該官吏をして重要な事業場其の他の場所に臨檢し帳簿書類を検査せしむることを得ること

第二十二 第九乃至第十四の規定中會社經理統制令第九條の社員に關するものは同令第七條の會社に之を適用せざること

國民勤勞報國隊に關する勅令案要綱

第一 本要綱に依る帝國臣民の勤勞報國を目的とする協力は隊組織(以下國民勤勞報國隊と稱す)に依り之を行はしむること

前項の協力を爲さしむべき業務は國、地方公共團體又は主務大臣若は地方長官の指定する者の行ふ命令を以て定むる總動員業務とすること

第一 國民勤勞報國隊に參加せしむべき者は帝國臣民にして年齢十四年以上四十年未滿の男子及年齢十四年以上二十五年未滿の女子(配偶者ある者を除く)とすることと但し學校在學者に關しては參加せしむべき者の範圍に付命令を以て別段の規定を設くることを得ること

前項該當者以外の者は志願に依り國民勤勞報國隊に參加せしむることを得ること

第三 國民勤勞報國隊に參加し第一の業務に從事せしむる期間は特別の必要ある場合を除くの外一年に付三十日以内とすること

第四 國民勤勞報國隊の協力を受ける者は主務大臣又は地方長官に之を申請すべきこと

第五 主務大臣又は地方長官第四の規定に依る申請ありたる場合に於て國民勤勞報國隊の協力の必要ありと認むるときは市町村長其の他の團體の長又は學校長に對し作業の種類、期間、場所、所要人員數其の他必要な事項を指定して國民勤勞報國隊の編成を命ずるものとすること

第六 第五の規定に依り國民勤勞報國隊の編成を命ぜられたる者は國民勤勞報國隊に參加すべき者を選定し其の旨を本人に通知すべきこと

前項の選定を爲すに當りては作業の種類、時期、期間等に應じ參加すべき者の年齢、職業、身體の狀態、家庭の狀況、希望等を斟酌すべきこと

第七 國民勤勞報國隊に參加したる者は其の指揮者の指示に従ひ規律を重んじ國民勤勞報國の實を擧ぐることを期すべきこと

第八 國民勤勞報國隊の協力に要する経費は其の協力を受くる者之を負擔すること

第九 左の各號の一に該當する者は國民勤勞報國隊に參加せしめざるものとすること

一 陸海軍軍人にして現役中の者(未だ入營せざる者を除く)及召集中の者(召集中の身分取扱を受くる者を含む)

二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及豫備補習生を含む)

三 陸海軍軍屬

四 徵用せられたる者

五 現に軍事上必要な總動員業務に從事する者

六 法令に依り拘禁中の者

第十 左の各號の一に該當する者は志願に依る場合を除くの外國民勤勞報國隊に參加せしめざるものとす

一 第九第五號に掲ぐる者を除くの外現に主務大臣の指定する總動員業務に從事する者

二 其の他主務大臣の指定する者

第十一 主務大臣又は地方長官は國民勤勞報國隊の編成又は運用に關し市町村長其の他の團體の長若は學校長又は國民勤勞報國隊の指揮者に對し必要な命令を爲し及之を監督すること

第十二 本制度は前各號に準じ各外地にも之を實施すること

醫療關係者の徵用に關する勅令案要綱

第一 本要綱は醫師、歯科醫師、藥劑師及看護婦(以下醫療關係者と稱す)の徵用に付之を適用すること

第一 徵用は特別の事由ある場合の外募集の方法に依り所要の人員を得らざる場合に限り之を行ふこと

第三 本要綱により徵用する者は左の各號の一に掲ぐる業務に從事せしむるものとすること

一 軍事上または軍事援護上必要な衛生に關する

二 防空に關する防毒または救護上必要な衛生に關する總動員業務

三 命令を以て定むる國または地方公共團體の行ふ衛生に關する總動員業務

四 工場事業場管理令により政府の管理する工場若くは事業場または厚生大臣の指定する工場若くは

事業場(以下工場事業場と稱す)に於ける衛生に關する總動員業務

前項第三號又は第四號に掲ぐる業務に從事せしむる爲醫療關係者を徵用するは國民衛生上特に必要ある場合に限ること

第四 總動員業務を行ふ官衙(陸海軍の部隊及學校を含む以下同じ)の所管大臣、地方公共團體の長又は工場事業場の事業主徵用に依り人員の配置を必要とするときは厚生大臣に之を請求又は申請すべきこと

第五 厚生大臣第四の規定に依る請求又は申請ありたる場合に於て徵用の必要ありと認むるときは徵用命令を發し徵用せらるべき者の就業地を管轄する地方長官に之を通達すべきこと

地方長官徵用命令の通達を受けたるときは直ちに徵用令書を發し徵用せらるべき者に之を交付すべきこと
第六 徵用令書には左に掲ぐる事項を記載すべきこと
但し軍機保護上特に必要あるときは第二號又は第三號に掲ぐる事項の全部若くは一部を省略することを得ること

一 徵用せらるべき者の氏名出生年月日住所及就業の場所

二 従事すべき總動員業務を行ふ官衙、地方公共團體または工場事業場の名稱及所在地

三 従事すべき業務及場所
四 徵用の期間
五 出頭すべき日時及場所
六 その他必要と認むる事項

第七 地方長官徵用令書を發する場合に於ては徵用せらるべき者の性別、年齢、身體の状況、國民醫療との關係、就業の態様、從事せしむべき總動員業務に對する適否、居住及就業の場所、家庭の状況、希望等を斟酌し徵用の適否ならびに從事すべき總動員業務及場所を決定す

第八 地方長官は徵用の適否其の他を判定する爲必要あるときは徵用せらるべき者に出頭を求め得ること

第九 徵用令書の交付を受けたる者は疾病其の他避くべからざる事故に因り指定の日時及場所に出頭すること能はざる場合は地方長官に其の旨を届出づべきこと

前項の規定に依る届出ありたる場合に於て地方長官必要ありと認むるときは出頭の日時若くは場所を變更し又は其の者徵用に適せずと認むるときは徵用を取消し得ること

第十 被徵用者を使用する官衙の所管大臣、地方公共團體の長又は工場事業場の事業主、被徵用者を使用する官衙、被徵用者の總動員業務に從事する場所または徵用の期間に付變更を必要とするときは厚生大臣にこれを請求または申請すべきこと

第十一 厚生大臣第十の規定による請求または申請められたる場合に於て必要ありと認むるときは被徵用者を使用する官衙、被徵用者の總動員業務に從事する場所又は徵用の期間を變更し得ること

第十二 被徵用者を使用する官衙の所管大臣、地方公共團體の長又は工場事業場の事業主被徵用者が疾病其の他の事由に因り總動員業務に從事するに適せず

と認むるとき又は其の者をして總動員業務に從事せしむる必要なきに至りたるときは厚生大臣に徵用の解除を請求又は申請すべきこと
は當該官衙の所管大臣に、地方公共團體または工場事業場に使用せらるべき者に在りては厚生大臣にその旨を申出得ること

第十三 厚生大臣第十一の規定に依る請求または申請ありたる場合に於ては徵用を解除し得ること

厚生大臣必要ありと認むるときは第十二第一項の規定に依る請求または申請なき場合と雖も徵用を解除し得ること

第十四 厚生大臣徵用の變更又は解除を爲さんとするときは徵用變更命令又は徵用解除命令を發し被徵用者の就業地を管轄する地方長官、徵用令書を發したる地方長官又は第六第五號の出頭の場所を管轄する地方長官に之を通達すべきこと

地方長官徵用變更命令又は徵用解除命令の通達を受けたるときは直ちに徵用變更令書又は徵用解除令書を發し被徵用者に之を交付すべきこと

被徵用者本令施行地外の場所に於て就業する場合に於て徵用の變更又は解除を爲さんとするときは前二

項の規定に拘らず厚生大臣徵用變更令書または徵用解除令書を發し被徵用者にこれを交付すべきこと

第十五 被徵用者總動員業務に從事する場合に於ては官衙に使用せらるべき者にこれを受け地方公共團體に使用せらるべき者にありては當該官衙の長の指揮を受け

當該地方公共團體の長、工場事業場に使用せらるべき者にありては當該官衙の長の指揮を受け

者にありては當該工場事業場の事業主の指示に従ふべきこと

第十六 被徵用者に對する給與はその者の經歷、從事する業務及び場所等に應じ且從前の給與その他これに準すべき收入を斟酌して被徵用者を使用する官

簡、地方公共團體の長または工場事業場の事業主これを支給すること被徵用者に對する給與に關し必要な事項は官衙に使用せらるる者に關しては當該官衙の所管大臣厚生大臣に協議してこれを定め地方公共團體または工場事業場に使用せらるる者に關しては當該地方公共團體の長又は工場事業場の事業主厚生大臣の認可を受けて之を定むること

第十七 徵用せらるるべき者第八の規定に依り出頭する場合、被徵用者徵用令書の交付を受け指定の場所に出頭する場合又は徵用を解除せられて歸郷する場合に於ては旅費を支給すること

前金拂を爲すに非ざれば出頭すること能はざる者の旅費は其の者の居住地の市町村又は之に準すべきものに於て一時繰替支辨すべきこと

第十八 厚生大臣必要ありと認むるときは被徵用者を使用する地方公共團體の長又は工場事業場の事業主に對し被徵用者の使用又は給料其の他の從業條件に關し命令を爲し得ること

第十九 被徵用者徵用せられ總動員業務に從事する場合にして特別の事情ある場合又は被徵用者故意若くは重大なる過失によるに非ずして業務上の傷痍を受け若くは疾病に罹り之が爲徵用を解除せられたる場合に於て本人又は家族が生活すること困難なるときは命令の定むる所に依り之に對し扶助を爲し得ること

被徵用者徵用せられ總動員業務に從事中故意又は重大なる過失に因るに非ずして業務上の傷痍を受け又は疾病に罹り之が爲死亡したる場合に於て遺族が生活すること困難なるときは命令の定むる所に依り之に對し扶助を爲し得ること

第二十 第十九の規定に依る扶助が被徵用者にして工場事業場に使用せられ若くは使用せられたる者又はその家族若くは遺族に對しなされたるものなるときは當該工場事業主に扶助に要したる費用を命令の定むる所に依り國庫に納入せしめ得ること

第二十一 厚生大臣又は地方長官は關係者より徵用に關し報告を徵し得ること

第二十二 左の各號の一に該當する者は之を徵用せざること

二 陸海軍軍屬（被徵用者にして之に該當するに至る者を除く）召集中のもの（召集中の身分取扱を受くる者を含む）

三 看護婦にして日本赤十字社救護員たる身分を有するもの（被徵用者にして之に該當するに至りたるもの）

四 法令に依り拘禁中の者

第二十三 左の各號の一に該當する者は特別の必要ある場合を除く外之を徵用せざること

一 年齢六十年以上の者

二 餘人を以て代ふべからざる職に在る官吏、待遇官吏又は公吏

三 帝國議會の議員

四 總動員業務に從事する者にして餘人をもつて代ふべからざるもの

第二十四 厚生大臣は本要綱の實施に關する重要事項に付内閣總理大臣に協議すべきこと

第二十五 本制度は前各號に準じ各外地にもこれを實施すること

緊急食糧對策の閣議決定に關する企畫院總裁談

長期戰態勢下に於ける現下緊急の食糧對策につき政府に於ては各般の検討が行はれてゐたが、その成案は昭和十六年九月二十六日閣議決定を見るに到り、同日企畫院總裁談を以て次の如く發表された。

企畫院總裁談

政府は長期戰態勢下に於ける食糧の供給確保に付既に米穀の國家管理、米麥等の増産施設、消費規正、外米輸入、主要食糧の配給統制等の施策を實施すると共に米價に對し調整を加ふる等萬全の措置を講じ來つた